

「事業会社等が保有する革新的な技術を活用したカーブアウトによる
ディープテック・スタートアップ創出等促進事業」

に係る公募要領

(2026年4月8日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スタートアップ支援部

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026 年 4 月 8 日(水)～2026 年 5 月 11 日(月) 正午まで

【提出先及び提出方法】

下記の J グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDYAPMA5?wfid=a0XJ2000006k4x3MAA>

※なお上記リンク先から【1】調査事業及び【2】実証事業でそれぞれ提出先が分かれていますのでご注意ください。

- ・再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の同一実施内容の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・アップロードするファイルは、一つの zip ファイルに纏める形で公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

※J グランツ上の提出は期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。また、入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合も受け付けません。

※通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

目次

1. 調査概要	4
(1) 調査の目的	4
(2) 実施内容・対象範囲	5
(3) 対象者・予算規模・実施期間	5
(4) 採択予定数	6
2. 応募要件・実施要件	6
3. 応募方法	7
(1) 提出期限・提出先・提出方法	7
(2) 提出書類	9
4. 採択先の選定	9
(1) 審査の方法	9
(2) 審査基準	9
(3) 採択先の公表及び通知	10
(4) 選定スケジュール	10
5. 公募説明会の開催	11
6. 事前相談の受付	11
7. 問い合わせ先	12
8. その他	12
9. 掲載資料	13
【別紙】 その他重要事項・留意事項	14
◆ 応募にあたっての留意事項	14
(1) 対象経費について	14
(2) 契約等に係る情報の公表・開示	15
(3) 提出書類の情報の取り扱い	16
◆ 事業運営及び実施に係る各種手続き	16
(1) 事業運営	16
(2) 採択後の各種事務手続き	16
(3) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	16
◆ 法令遵守、研究不正への対応	17
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	17
(2) 研究不正への対応	18

「事業会社等が保有する革新的な技術を活用したカーブアウトによる
ディープテック・スタートアップ創出等促進事業」に係る公募について
(2026年4月8日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、標記調査事業への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。本調査について受託を希望する方は、本容量に従い御応募ください。

本調査は、2026年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 調査概要

(1) 調査の目的

我が国における研究開発投資の状況に注目すると、その約9割（14兆円）が従業員500名以上の事業会社によって実施されていますが、研究開発の成果で事業化されないもののうちの約6割が社内に埋もれ消滅しているという実態があり（内閣府「平成30年度年次経済財政報告」）、研究開発により生み出された技術や知識が十分にイノベーションに繋がっていない状況となっています。

事業会社¹において形成された技術は、もとより何らかの形で事業化することを意図して、研究開発資金や研究者等の多くのリソースを投入した結果生まれたものであり、新たな製品・サービス等の実現に繋がるポテンシャルを秘めているものであると考えられ、こうした技術のポテンシャルを十二分に発揮することができれば、新事業や新産業の創造が期待されます。

そこで、事業会社に蓄積された有望な技術や、事業会社で経験を重ねた人材を活用し、新事業や新産業の創造、ひいては我が国経済の付加価値の増大を図る観点から、いわゆる「カーブアウト」を、研究開発成果を活用した事業創造の手法という観点から捉え直すとともに、事業会社におけるその戦略的な活用について検討し、事業創造の手法の一つとして普及・浸透を図ることを目指します。

本事業では、我が国において、事業会社が保有する革新的な技術等を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップを創出する「スタートアップ創出型カーブアウト²」の加速・促進に向けて、2024年度に実施した先行事業を踏まえて、調査及び導入に向けた事業を実施します。詳細は各事業の「仕様書」を参照してください。

¹ 事業会社：比較的安定した事業基盤を有している（複数年にわたって利益を稼得しているプロダクトを有している、プロダクトを継続的に購入する顧客のネットワークを有している、特定のマーケットにおいてある程度のシェアを有している等）ことにより、継続的なキャッシュフローが見込まれる営利法人のことを想定しています。

² スタートアップ創出型カーブアウト：事業会社で研究開発が実施されたものの事業化に至らず十分に活用しきれない技術等について、当該事業会社からその社員等（当該技術の開発に携わっていた研究者・技術者や、経営者候補人材（客員起業家（Entrepreneur in Residence、以下「EIR」という。）として参画する人材その他の外部人材を含む。））が、その技術の提供（特許権等の譲渡や独占的実施権の付与など）を受け、当該事業会社を退職等し、新たにスタートアップを立ち上げ、VC等の社外の資金提供者から資金を調達しながら事業化に向けた研究開発や事業開発を行うことを指します。なお、ここでは、創業者自らも出資するなどによりスタートアップ側に経営の主導権があり、急速な事業成長に向けてVC等から資金を複数回調達することを前提とした資本政策をもとに、元の事業会社とは独立して事業を進める事業体を想定しています（元の事業会社の持ち株比率に関わらず、経営の主導権がスタートアップ側にあり、スタートアップとしてのファイナンスを実行しながら事業を進める見込みである場合も含まれます）。

また本事業では、経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、医薬・創薬、原子力技術に係るものは除く。）の開発及び実用化に取り組むいわゆるディープテック・スタートアップとしてのカーブアウトを対象とします。

(2) 実施内容・対象範囲

【実施内容】

下記2つの事業を実施します。それぞれ異なる事業となりますので、対象範囲をご確認のうえ別々にご応募ください。詳細は仕様書を参照してください。

【1】調査事業

カーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出について、これまでの国内外の先行事例等を調査するとともに、その促進に向けた普及・啓発に関する取組を調査する事業です。

【2】実証事業

カーブアウトによるディープテック・スタートアップの創出等を、①事業会社において実施するパートナー型プログラムと、②複数の事業会社から起業家人材を募り実施するマルチプル型プログラムの2パターンを実証する事業です。

なお、具体的な実施内容及び方法は、採択決定後に本仕様書や提案書の内容等を基に NEDO と実施者の間において、協議の上で変更をする場合があります。

【対象範囲】

- ・「2. 応募要件(=次頁)」の a から c の全てを満たす企業等。
- ・【2】実証事業のみ：「2. 応募要件(=次頁)」の d 及び e の全てを満たすこと。
- ・【2】実証事業のみ：自らがカーブアウトによるディープテック・スタートアップの創出等を実施すると共に、本事業の実施期間に関わらず中長期的にスタートアップの成長を支援できるベンチャーキャピタル（以下「VC」）、アクセラレーター等。

(3) 対象者・予算規模・実施期間

本公募の対象者、予算規模及び事業期間は以下のとおりです。

【1】調査事業

対象者	予算規模 (負担率：100%NEDO 負担)	事業期間
該当の対象範囲を満たす企業等。	6,000 万円(税込み)以内/件	2026 年度～2027 年度。 具体的には NEDO が指定する日から 2028 年 3 月 31 日(金)

【2】実証事業

項目	対象者	予算規模 (負担率：100%NEDO 負担)	事業期間
新規枠	該当の対象範囲を満たす VC, アクセラレーター等。	6,000 万円(税込み)以内/件	2026 年度～2027 年度。 具体的には NEDO が指定する日から 2028 年 3 月 31 日(金)
加速枠	該当の対象範囲を満たす 2024 年度【2】実証事業の採択者。(※)	3,000 万円(税込み)以内/件	2026 年度のみ。 具体的には NEDO が指定する日から 2027 年 3 月 31 日(水)

(※)これまでの成果を基に、加速的且つ更なる挑戦的な実証となる提案であること。

(4) 採択予定数

【1】調査事業：1 社程度。

【2】実証事業：2～4 社程度(「新規枠」及び「加速枠」を含む)。

2. 応募要件・実施要件

【応募要件】

《【1】調査事業、【2】実証事業 共通》

次の a. から c. までの全ての条件を満たすことのできる企業等とします。

- 当該事業又は関連事業についての調査実績を有し、かつ、調査目標の達成及び調査計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- NEDO が調査を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

《【2】調査事業のみ》

次の d. 及び e. の条件を満たすこと。

- 日本国内において、ディープテック・スタートアップを支援する拠点等を有しており、日本の法律に基づく法人格が付された企業等であること。また、事業責任者は日本の居住者であること。(ここで言う居住者とは、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)の居住者(特定類型該当者を除く)であること。)
- 事業会社やスタートアップ等の情報漏洩、機微情報の取扱、外為法含む各種法令等に対して責任を持ってフォローアップできると共に、同等の責任を負える人材を人選できること。

【実施要件】

本事業は、採択後、業務委託契約を締結します。業務委託契約の締結にあたっては、最新の「業務委託契約約款」を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求め場合があります。また委

託業務の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する約款及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。なお、具体的な対象経費については「**【別紙】 その他重要事項・留意事項**」をご参照ください。

【参考】 委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

3. 応募方法

(1) 提出期限・提出先・提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026 年 5 月 11 日（月）正午 まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。なお期限までにアップロードを完了できなかった提出書類は、いかなる理由があろうとも所定の審査プロセスには乗らないため、ご注意ください。

【提出先】 J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDYAPMA5?wfid=a0XJ2000006k4x3MAA>

※なお上記リンク先から **【1】 調査事業及び【2】 実証事業**でそれぞれ提出先が分かれておりますのでご注意ください。

【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類を一つの zip ファイルに纏めてアップロードした上で申請してください。

なお、J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】 NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【留意事項】

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- ・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・J グランツ上で以下の項目について入力を求めていますので、あらかじめご了承ください。また、公正な審査を行うための利害関係の確認も併せて実施いたします。

■入力項目

①調査名	⑩提案枠（一般枠・加速枠）※【2】実証事業者のみ
②代表法人番号（13桁）	⑪調査目標（KPI）
③代表法人名称	⑫調査概要（400字以内）
④申請担当者氏名	⑬提案額（年度別）
⑤申請担当者所属部署	⑭再委託先法人名（複数の場合は、列記）
⑥申請担当者電話番号	⑮再委託先提案額（年度別）
⑦申請担当者 E-mail アドレス	⑯外注先法人数
⑧事業終了日	⑰利害関係者
⑨事業に要する経費/対象経費/申請額（合計）	⑱提案書類（提案書類一式のアップロード）

(2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は添付資料をご参照ください。
なお、提出時は下記の書類一式を一つ zip ファイルに纏めてください。

提出書類
様式 1 提案書 (PDF)
別添 1 提出書類チェックリスト (PDF)
別添 2 NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票及び対応エビデンス (PDF)
直近の事業報告書 (PDF)
直近 3 年分の単体／連結財務諸表 (原則、円単位) ^(※) (PDF)
その他提出が必要なもの(ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 等) (PDF)

【留意事項】

- (※) 財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
- (※) 直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「様式 1 提案書」中に明記する形でも可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。
- (※) 再委託先・共同実施先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- (※) なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- (※) 法人が設立されたばかりで財務諸表が 3 年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

4. 採択先の選定

(1) 審査の方法

外部有識者による採択審査委員会で審査の上、その結果を踏まえて NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て、最終的に実施者を決定します。

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 目的・実施内容が仕様書の内容と合致しているか。

試行的な取組も含めて、提案者が最適かつ効果的に業務目的を達成できるように、バランスよく企画検討された計画を提案されていること。

b. 提案する方式・方法に工夫があり優れているか。

仕様書に記載のある実施内容に呼応する形式で項目を立てて、定義、方法、考え方等について説明した上で、課題選定と対応策、重要点、取りまとめ手法をわかりやすく整理されていること。

c. 業務実施における課題とその解決に向けた取り組みの内容が明確かつ実現の可能性があるか。

全体スケジュールにおいて、どこに位置づけされるのか、事業期間における時間軸がわかるようにした上で、アウトプットイメージ、独自性がわかるように提案されていること。

なお、「【2】実証事業」においては、プログラム導入先の事業会社及び社員等がすでに確定しているもの、プログラムに対して事業会社の経営層の積極的な参加や総務・法務・知財等の部門横断的なルール体制の策定が見込まれるもの等主体的かつ具体的な提案を高く評価します。また、「②マルチプル型プログラム」の場合は、導入が期待される事業会社の参加数が多いものを高く評価します。ただし、カーブアウトの普及等の促進という本事業趣旨を鑑みて、プログラム導入先の事業会社及び社員等を広く新規開拓・発掘し、その導入の工夫等を含めて実現可能性のある主体的かつ具体的な内容であることとします。

d. 業務を遂行するための高い能力を有するか（関連する実績等）。

日本全国に所在する事業会社の取り組みや技術シーズ等、スタートアップの経営や技術的な事業化ニーズ等の情報に精通しており、事業会社等と連携でき、それらの実績を有していること。

e. 提案する実施計画（実施体制、人員等を含む）が適切かつ実行可能性が高いものであるか。

スタートアップ創出型カーブアウト支援の実績及び広く事業会社にアプローチ可能なネットワークや情報量を有する実施体制を整え、多様な事業会社のニーズにも対応する効率的なマッチング手法に関するアイデアやノウハウ等を有していること。

f. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等を受けているか。

女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対して加点します。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名（委託事業の場合の再委託先・共同実施先含む）を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法 等）を付す場合があります。

(4) 選定スケジュール

2026 年 4 月 8 日～5 月 11 日：公募締切

2026 年 5 月下旬（予定）：採択審査委員会（外部有識者による審査）

2026 年 6 月上旬（予定）：契約・交付審査委員会

2026 年 6 月上～中旬（予定）：採択先決定・ウェブサイトに公表

5. 公募説明会の開催

本公募について、以下のとおり説明会を開催し事業内容や公募手続き及び留意事項等について説明します。本説明会は応募資格として出席を義務付けるものではありませんが、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

【1】調査事業

開催日時：2026年4月14日（火）10時00分～11時00分

開催形式：オンライン形式（Teams ウェビナーにて）

申込方法：以下登録フォームにてお申し込みください。（2026年4月14日（火）9時まで）

<https://x.gd/e4D0b>

【2】実証事業

開催日時：2026年4月14日（火）11時00分～12時00分

開催形式：オンライン形式（Teams ウェビナーにて）

申込方法：以下登録フォームにてお申し込みください。（2026年4月14日（火）9時まで）

<https://x.gd/A7Wvg>

※会議 URL は、ご登録いただいたメールアドレスに送付されます。

※当日 9 時までにご案内が届いていない場合は、事務局までご連絡ください。

※人数制限等を設ける予定はございません。出席希望の全ての方にご登録いただきたく、情報管理上ご登録の無い方への URL の転送はご遠慮ください。

※説明会資料は、NEDO ウェブサイトに後日掲載いたします。

6. 事前相談の受付

本公募への提案を検討されている方向けに、提案内容の公募趣旨・内容への適合性や提案にあたっての疑問点・不明点等について、公募期間中でも事前相談を受け付けています。

事前相談をご希望の方は、以下の申込期間中にお申し込みください。なお、事前相談のお申し込みは先着順とさせていただきます。申し込みが多数となった場合や申し込みが殺到した場合などは事前相談をお受けできない場合もございますので、余裕を持って早めにお申し込みください。

申込期間：2026年4月8日（水）～2026年4月23日（木）正午まで

申込方法：添付ファイル「事前相談申込書フォーマット」に必要事項を記入の上、申込期間内に以下の宛先まで提出ください。日時や会議用 URL 等は、NEDO 担当者から別途ご連絡します。

提出先：MPM@nedo.go.jp（カーブアウト事務局(MPM 事務局内) 宛)

実施形式：オンライン（Teams 形式）

相談時間：1 件あたり 30 分（1 事業者 1 回まで）

※事前相談は 1 回までとさせていただきます。

7. 問い合わせ先

本公募に関する問い合わせは、下記までご連絡ください。ただし、審査の経過等に関する内容は応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スタートアップ支援部 人材支援・オープンイノベーション促進チーム

カーブアウト事務局(MPM 事務局内) E-mail : MPM@nedo.go.jp

8. その他

【その他重要事項・留意事項】

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

9. 掲載資料

- ・公募要領(PDF)
- ・仕様書【1】調査事業(PDF)
- ・仕様書【2】実証事業(PDF)
- ・書類一式(Zip, 下記資料同梱)
 - 様式1 提案書【1】調査事業(Word)
 - 様式1 提案書【2】実証事業(ppt)
 - 別添1 提出書類チェックリスト(Word)
 - 別添2 NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票(Word)
 - 参考 利害関係の確認について(PDF)
- ・参考1 事前相談申込書フォーマット(Excel)
- ・参考2 契約に係る情報の公表について(PDF)
- ・参考3 秘密情報等の管理に係る特別約款(PDF)

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 対象経費について

対象となる費用は、本業務を進めるために必要な労務費、その他経費、間接経費、再委託費です。なお、「【2】実証事業」においては、プログラム導入先となる事業会社やスタートアップ等が取り組む研究開発に係る費用（機械装置等費、研究開発に携わる研究者等の労務費、その他経費等）は対象外です。各費用の詳細は、下記「委託業務事務処理マニュアル/参考様式」をご参照ください。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

I. 労務費

- ・本業務では、本事業の従事者の労務費を計上することができます。なお、「【2】実証事業」において、提案者が本業務で実施するプログラムへの参加者の活動経費の一部として、Ⅱ④で整理する「謝金」として計上することができます。
- ・従事者は、その役割等によって、「研究員費」「補助員費」として計上できます。「研究員費」と「補助員費」の区分やその他の詳細は、マニュアルを参照してください。
- ・労務費を計上する場合は、提案者等が整備している就業規則等を順守して計上してください（中間検査、確定検査等で確認）。
- ・実施体制図に記載された従事者のみ計上することができます。
- ・本業務で実施する行為が、提案者の本来業務で実施している行為と同一もしくは類似である場合は、本業務と本来業務を明確に区別した上で、必要な経費を計上してください。

II. その他経費

① 消耗品費

- ・本業務の実施に直接必要な消耗品費等がある場合、購入に要する経費を計上することができます。

② 旅費

- ・本業務では、Iに記載の従事者の旅費を計上できます。なお、「【2】実証事業」において、提案者が本業務で実施するプログラムへの参加者の旅費は、Ⅱ④で整理する謝金に含めることで計上することができます。
- ・本業務を実施するために必要となる旅費として、滞在費、交通費、諸費等を計上することができます。その際、提案者等が整備している旅費規程等を順守して計上してください（中間検査、確定検査等で確認）。
- ・本業務の実施に必要な知識、情報、意見等を収集するための国内、海外調査に要する滞在費、交通費、諸費等を計上することができます。
- ・本業務期間外に開催される N E D O主催の報告会等への参加に係る旅費は対象外とします。

③ 外注費

- ・本業務の実施に必要な請負外注等に係る経費を計上することができます（例えば、事業者を募集するための広報経費、教育・研修プログラム実施や運営のための事務経費、イベント開催時の会場設営や運営のための経費、専門的有識者等に規定等の監修を依頼するための経費等）。
- ・本業務の経費を用いて実施したイベント等の行為については、受益者（事業会社、スタートアップ

プ、関連事業者等) から協賛金等を得ることは可能ですが、対象経費としての計上に留意してください。

④ 諸経費

- ・上記の①、②のほか、本業務の実施に直接必要な会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費等の経費は計上することができます。
- ・【2】実証事業において、提案者が本業務で実施するプログラムへの参加者の活動経費の一部として、当該行為に対する「謝金」を計上することができます。また、その際に旅費が必要な場合は、当該経費についても計上することができます。ただし、謝金単価の算定根拠は、提案書に考え方を記載すると共に、支払いに係る規定等については、NEDOが確認できるように整理してください。なお、提案者等が参加者に支給する労務費等の活動経費については、上限含め一切問いません。
- ・なお、特許出願に関する費用は対象外とします。

Ⅲ. 間接経費

- ・本業務の実施に伴う委託先及び再委託先等の管理等に必要な経費を間接経費として計上することができます。
- ・間接経費率は事業者の種別によって設定することができます。

Ⅳ. 再委託費

本業務の主たるプログラム構築及び伴走支援業務等を第三者に委託するための委託費は認めません。それ以外の一部業務を第三者に委託することができます(例えば、事業会社等を募集する業務、教育・研修プログラムを実施する際の事務局業務等を想定)。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅳに定める項目に準じて行ってください。

- ・当該業務については、あらかじめ実施計画書に記載してください。
- ・再委託の額は原則として委託先との契約金総額の50%未満とします。

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)や「NEDOにおける随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDOとの関係や契約に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・補助事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、調査の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

NEDO は、仕様書及び本公募要領に沿って、本調査を運営します。NEDO が提示する仕様書及び本公募要領を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

(2) 採択後の各種事務手続き

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(3) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時まで、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)

- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・安全保障貿易ガイドランス (入門編)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス (大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(2) 研究不正への対応

① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給 (以下「不正使用等」という。) については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。(※1)) 及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。(※2)) に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2) 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者 (善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。) に対し、NEDO の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
- 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがありま

す。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※1））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）

iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）

iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任がある

とされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口
NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html